

別表1 国家資格等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

【甲】		【乙】		【丙】	
コードNo.	職 種	コードNo.	職 種	コードNo.	職 種
1001	医師	1003	薬剤師	1019	社会福祉士
1002	歯科医師	1004	保健師	1020	介護福祉士
		1005	助産師	1021	精神保健福祉士
		1006	看護師		
		1007	准看護師		
		1008	理学療法士		
		1009	作業療法士		
		1010	視能訓練士		
		1011	義肢装具士		
		1012	歯科衛生士		
		1013	言語聴覚士		
		1014	あん摩マッサージ指圧師		
		1015	はり師		
		1016	きゅう師		
		1017	柔道整復師		
		1018	栄養士 (管理栄養士含む)		

※1 国家資格等の資格に基づく当該資格に係る業務とは、免許(資格免許証、資格登録証)等に記載された**登録年月日以降に従事した業務**のことです。

※2 所有資格が異なる場合は、注意が必要です。

〈例〉「看護師」資格と「准看護師」資格、両方をお持ちの場合

平成22年4月1日にA病院に准看護師として就職。平成22年4月20日に「准看護師」資格を取得(登録)。その後、平成26年5月25日に「看護師」資格を取得(登録)。



この場合の「実務経験証明書」は、「准看護師」資格を取得した「平成22年4月20日～平成26年5月24日」までと、「看護師」資格を取得した「平成26年5月25日～平成28年7月1日」までの2枚と「准看護師」、「看護師」それぞれの資格の写しが必要です。

※3 実務経験期間には、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない**研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に認められない**ので注意してください。

別表 2 相談援助業務に従事する者

※なお、「主として」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることです。

コードNo.	1 次の施設等において必置とされている相談援助業務（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常業務の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。）に従事する者
2101	主として知的障害のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設 、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる 医療型障害児入所施設 にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第3項及び第6項に規定する 児童指導員 及び 児童発達支援管理責任者
2102	身体障害者更生相談所 にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する 身体障害者福祉司 及び ケース・ワーカー
2103	障害者支援施設 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する 生活支援員 及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定する サービス管理責任者
2104	福祉ホーム にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条に規定する 管理人
2105	身体障害者福祉センター にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する 身体障害者に関する相談に応ずる職員
2106	救護施設 及び 更生施設 にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する 生活指導員
2107	福祉に関する事務所 にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する 指導監督を行う所員(査察指導員) 、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する 身体障害者福祉司 、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する 知的障害者福祉司 、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する 現業を行う所員(現業員)
2108	知的障害者更生相談所 にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1に規定する ケース・ワーカー
2109	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター 及び 老人介護支援センター にあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び第2項第1号に規定する 主任生活相談員 及び 生活相談員 、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する 生活相談員 、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号に規定する 生活相談員 、同省令附則第6条第1項第2号に規定する 主任生活相談員 及び 生活相談員 、同省令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する 相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する 相談・指導を行う職員 及び第3に規定する 相談・指導を行う職員 並びに老人介護支援センターにおいて 相談援助業務を行っている職員

2110	<p>老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号に規定する生活相談員</p>
2111	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づき配置された指導員</p>
2112	<p>老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている生活相談員</p>
2113	<p>「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員</p>
2114	<p>「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員</p>
2115	<p>市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員 以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。 ア. 「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知))</p>
2116	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設において相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー</p>
2117	<p>「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員</p>
2118	<p>労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員</p>
2119	<p>「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っていた施設における児童指導員</p>
2120	<p>児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員(同条第1項に規定する児童指導員に限る。)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号に規定する児童指導員</p>
2121	<p>視聴覚障害者情報提供施設にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員</p>

2122	<p>障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する生活支援員並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定するサービス管理責任者</p>
2123	<p>地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号に規定する指導員</p>
2124	<p>「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>
2125	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条(第40条において準用する場合を含む。)に規定する指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者</p>
2126	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談支援専門員</p>
2127	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員</p>
2128	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員</p>
2129	<p>老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設における生活相談員</p>
2130	<p>「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員</p>
2131	<p>「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員</p>
2132	<p>「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員</p>
2133	<p>介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者</p>
2134	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員</p>

2135	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく 介護実習・普及センター において 相談援助業務を行っている職員
2136	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた 指定医療機関 にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する 児童指導員
2137	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において 相談援助業務を行っている相談員
2138	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づく ホームレス自立支援センター において 相談援助業務を行っている生活相談指導員
2139	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)に規定する 専門員
2140	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づく ひきこもり地域支援センター において 相談援助業務に従事している者
2141	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく 地域生活定着支援センター において 相談援助業務に従事している者
2142	介護保険法第115条の46第1項に基づく 地域包括支援センター にあつては、 介護予防支援事業及び包括的支援事業 において 相談援助業務に従事している者
2143	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4に規定する 退院後生活環境相談員
2144	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 における 主任相談支援員
コードNo.	2 次の相談援助業務に従事する者
2201	町村 (福祉事務所設置町村を除く。)の 老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員 のうち、主として 相談援助業務に携わっている者
2202	保健所 において 公共医療事業に従事する者
コードNo.	3 次の相談援助業務に従事する者で、「受験資格(P.4)」の※1の①～④に該当する者
2301	医療機関 において 医療社会事業に従事する者 (患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当し、直接当該業務に従事する者)
2302	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者 において、 相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
2303	2302のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。) に係る業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であつて、 市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの において、 相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

※1 介護職員初任者研修課程に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを受験申込書に添付すること。

なお、イの場合にあつては、研修修了証明書等研修の実施主体が発行した研修を修了したことを確認できる書類(以下「研修修了証明書等」という。)の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。

ア.「介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了した者」とは、厚生労働省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。

イ.次の研修カリキュラムの時間数等を満たした研修を修了していること。

(ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限り、

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

(イ) 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

※2 「民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの」の取扱いについては、各サービスごとに事業主から「確認証明書」(P.59～64の別添1～6)に証明を受け、受験申込書に添付すること。

コードNo.	4 その他の者
2401	老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の施設長及び管理者 (社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、受験者が「受験資格(P.4)」の※1の①から④に該当する場合。)
2402	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者 (社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であつて、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)による 試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。 (「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)による試験に合格し、登録された手話通訳士である者が、「受験資格(P.4)」※1の①から④の要件のいずれかを満たした場合)

※ 社会福祉施設長認定講習会に相当する研修については、次のア、イに掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証書の写しを受験申込書に添付すること。

なお、イの場合にあつては、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。

ア.「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者。

イ.次の研修カリキュラムの時間数等を満たした研修を修了していること。

(ア) 研修時間数は90時間以上であること。

(イ) 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。

(コードNo.2144を除く各法令の条名・項番号等は平成26年3月31日付け老発0331第5号厚労省通知別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」による。)

注) 別表2の受験資格については平成29年度 第20回までの経過措置による平成30年度以降の受験資格は巻末参照

別表 3 介護等の業務に従事する者

※なお、「主として」・「主たる」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置付けられていることを指すものです。

コードNo.	1 次の介護職員の介護等（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者
3001	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害者支援施設 の従業者のうちその 主たる業務が介護等の業務である者
3002	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する 救護施設 及び 更生施設 の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3003	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3004	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 居宅介護、同行援護、行動援護 及び 重度訪問介護の従業者 並びに老人福祉法に規定する 老人居宅介護等事業の訪問介護員
3005	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活援助 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。） 、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）を行う事業所 並びに 地域活動支援センター の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3006	<p>老人福祉法に規定する 軽費老人ホーム 及び 有料老人ホーム 並びに介護保険法に規定する 介護老人保健施設その他の施設 であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>・「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の(3)のとおりであること。（下記施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設 ○障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条同項に規定する知的障害者援護施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム ○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。 ○隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）
3007	<p>医療法（昭和23年法律第205号）に規定する 病院 又は 診療所 において 看護の補助の業務 に従事する者のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。</p>

3008	<p>介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの。事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。</p> <p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っている者</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）</p>
3009	<p>個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p>
3010	<p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員</p>
3011	<p>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事した職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</p>
3012	<p>児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</p>
3013	<p>「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p>
3014	<p>「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p>
3015	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p>

3016	<p>ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>ア.国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。</p> <p>イ.ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とする事。</p>
3017	<p>児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)</p>
3018	<p>指定訪問入浴介護 (指定居宅サービスに該当する法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護 (指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員</p>
3019	<p>指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者</p>
3020	<p>指定認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者</p>
3021	<p>指定通所リハビリテーション (指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション (指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)の介護職員</p>

(各法令の条名・項番号等は平成26年3月31日付け老発0331第5号厚労省通知別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」による。)

注) 別表3の受験資格については平成29年度 第20回までの経過措置による
平成30年度以降の受験資格は巻末参照